| り感染者数 |
|------------|
| ٦, |
| +, |
| 人当た |
| \prec |
| 万 |
| 2 |
| = |
| ,口100万人 |
| \prec |
| 4 |
| \simeq |
| 赵 |
| 玖 |
| 如 |
| ÷λ |
| W/V |
| 凾 |
| 6 |
| 各国の感染者数及び人 |
| 夲 |

| I | | | 1 | | | | | | | |
|-------|----------|----------------|----------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|----------|----------------|
| | | イタリア | | メペイン | | ドイツ | | フランス | | M * |
| | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 |
| 1月26日 | | | | | | | 3 | 0.046082949 | 2 | 0.00607718 |
| 2月7日 | | | | | 13 | 0. 155688623 | 9 | 0, 092165899 | 11 | 0.033424491 |
| 2月13日 | | | | | 16 | 0. 191616766 | 11 | 0, 168970814 | . 13 | 0.039501671 |
| 2月17日 | | | | | 16 | 0. 191616766 | 12 | 0. 184331797 | . 15 | 0.045578851 |
| 2月27日 | 400 | 6.601 | 12 | 0. 256959315 | 23 | 0.275449102 | 18 | 0. 276497696 | 69 | 0.179276816 |
| 2月28日 | 650 | 10.726 | 16 | 3 0.34261242 | 46 | 0.550898204 | 38 | 0. 583717358 | 69 | 0.179276816 |
| 3月2日 | 1,694 | 27.954 | 73 | 1. 563169165 | 131 | 1, 568862275 | 130 | 1. 996927803 | 69 | 0.209662716 |
| 3月6日 | 3,858 | 63. 663 | 237 | 5. 074946467 | 400 | 4, 790419162 | 423 | 6, 497695853 | 148 | 0.449711334 |
| 3月11日 | 10, 149 | 167.475 | 1,622 | 34.73233405 | 1,296 | 15, 52095808 | 1, 784 | 27, 40399386 | 843 | 2, 561531449 |
| 3月13日 | 15, 113 | 249, 389 | 2,950 | 63.16916488 | 2,369 | 28.37125749 | 2,876 | 44.1781874 | 1,416 | 4. 302643573 |
| 3月16日 | 24,747 | 408, 366 | 7,753 | 166, 0171306 | 4,838 | 57.94011976 | 5,423 | 83. 30261137 | 3, 147 | 9. 562443026 |
| 3月17日 | 27,980 | 461.716 | 9, 191 | 196, 8094218 | 6,012 | 72 | 6,633 | 101.8894009 | 3,998 | 12.1482832 |
| 3月19日 | 35, 713 | 589, 323 | 13,716 | 3 293.7044968 | 8, 198 | 98.17964072 | 9, 134 | 140.3072197 | 7,858 | 23. 87724096 |
| 3月23日 | 59, 138 | 975.875 | 28, 572 | 611.8201285 | 18,610 | 222, 8742515 | 16,689 | 256.359447 | 32, 148 | 97. 68459435 |
| 3月27日 | 80, 539 | 1329, 026 | 56, 188 | 3 1203.169165 | 36, 508 | 437, 2215569 | 29, 155 | 447.8494624 | 81,543 | 247.7757521 |
| 4月3日 | 115,242 | 1901.683 | 110, 238 | 3 2360, 556745 | 73, 522 | 880, 502994 | 59, 105 | 8906016.706 | 238, 584 | 724. 958979 |
| 4月7日 | 132, 547 | 2187.244 | 135,032 | 2891.477516 | 95, 391 | 1142.407186 | 74, 390 | 1142, 703533 | 361, 245 | 1097. 675479 |

| 感染者数 1月26日 2月7日 2月17日 2月17日 2月17日 2月27日 2月27日 2月27日 3月2日 3月2日 3月6日 3月11日 56 3月16日 67 3月16日 67 3月16日 81 3月16日 81 | 数 人口100万人当たり感染者数 4 | 藤弥者数 3 23 28 29 29 1,595 | 人口100万人当たり感染者数 0.05859375 0.44921875 | 感染者数 | 人口100万人当たり感染者数 |
|---|------------------------|--|--|---------|----------------|
| | | 23 28 29 1, 595 1, 595 2 | 0. 05859375 0. 44921875 | | |
| | | 23 28 29 29 1,595 | 0. 44921875 | 1,975 | 1. 377458502 |
| | | 29 29 1, 595 | | 31, 161 | 21.73315665 |
| | | 1, 595 | 0.546875 | 44,653 | 31.14311619 |
| | | 1,595 | 0.56640625 | 70, 548 | 49, 20351513 |
| | | 660 6 | 31.15234375 | 78, 497 | 54. 74752406 |
| | 210 1.665344964 | 7,007 | 39, 4921875 | 78,824 | 54, 97558934 |
| | 239 1.895321174 | 4,212 | 82, 265625 | 80,026 | 55. 81392105 |
| | 349 2.767644726 | 6,284 | 122, 734375 | 80, 552 | 56. 18077835 |
| шш | 568 4. 504361618 | 7,513 | 146. 7382813 | 80,754 | 56. 32166271 |
| Ш | 675 5.352894528 | 7,979 | 155, 8398438 | 80,813 | 56, 36281211 |
| | 814 6. 45519429 | 8, 162 | 159, 4140625 | 80,844 | 56, 38443298 |
| 月17日 | 829 6. 574147502 | 8, 320 | 162. 5 | 80,881 | 56, 41023853 |
| 月19日 | 914 7. 248215702 | 8, 565 | 167. 2851563 | 80,928 | 56. 44301855 |
| 3月23日 1, | 1,089 8.636003172 | 8, 961 | 175.0195313 | 81,093 | 56, 55809736 |
| 3月27日 1, | 1,387 | 9, 332 | 182, 265625 | 81, 340 | 56, 73036686 |
| 4月3日 2, | 617 20.75337034 | 10,062 | 196, 5234375 | 81,620 | 56, 92565211 |
| 4月7日 3,906 | 30.97541634 | 10, 331 | 201.7773438 | 81,740 | 57.00934579 |

| (| 別紙) | | | | |
|---|--|------|----------|-----------|--------------------|
| | 新型コロナウイルス感染症に関するPC | R等検査 | 体制σ |)状況 | |
| | | 自治体名 | | | |
| 1 | . 検査需要 | | | | |
| | | Ē | 最大(ビ | ゚ーク時) | |
| | 検査需要の見通し | | | | (件/日) |
| 2 | . 相談体制の状況 | | | | |
| | 相談センターの電話回線数(人口10万人当たり) | | | | (本) |
| | 相談センターの電話応答率 | | | | (%) |
| | 相談から検体採取までの目安となる日数 | | | | (日) |
| | 相談から結果判明までの目安となる日数 | | | | (日) |
| 3 | . 検体採取の状況 | | | | |
| | | 現状 | | 最大(ピ・ | -ク時) |
| | 帰国者接触者外来の検体採取対応力 [※] | | (件/日) | | (件/日) |
| | 地域外来・検査センターの検体採取対応力** | | (件/日) | | (件/日) |
| | ※: 1レーンの対応数/時×レーン数×開設日の時間数×開設日数/週÷7日で算 | 出する。 | | | |
| 4 | . 検査(分析)の状況 | | | | |
| | | 現状 | | 最大(ピー | ク時 ^{※1}) |
| | 検査能力(合計) | | (件/日) | | (件/日) |
| | 地方衛生研究所・保健所の検査能力 | | (件/日) | | (件/日) |
| | 民間検査機関の検査能力 | | (件/日) | | (件/日) |
| | 大学、医療機関等の検査能力 | | (件/日) | | (件/日) |
| | ※:「最大(ピーク時)」は最大稼働した場合の数値を記載する。 | | | | |
| 5 | . 対策 | | | | |
| | 相談体制 | | | | |
| | 検体採取 | | | | |
| | 検査 | | | | |
| | | | | | |

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知(事務連絡等)について、その発出の根拠となる法律は何か。

○ 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 • 3 (略)

新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の 確保に関する法律案(仮称)骨子試案(未定稿)

1 目的

この法律は、今後生じ得る新型コロナウイルスの感染者の再度の急増に対応することができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制その他感染の拡大を防止するための体制(以下「検査の実施体制、医療の提供体制等」という。)を確保することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関し必要な事項を定めることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに今般新型コロナウイルス感染症により国民生活及び国民経済にもたらされた惨禍の再発の防止に資することを目的とすること。

2 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、 医療の提供体制等を早急に確保する責務を有すること。
- (2) 保健及び医療に関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のための施策に協力するよう努めるものとすること。

3 基本方針

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の 提供体制等の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定め るものとすること。
- (2) 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する基本的な事項
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数の目標及びその達成の 時期
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数を増加させるための方策に関する事項〔検査に係る相談体制の整備、検体採取を行う機関の整備、新型コロナウイルス感染症に係る検査を迅速かつ効率的に行うことができる機器の活用等〕
 - ④ 想定される新型コロナウイルスの感染者の数を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る病床・宿泊療養施設の数の目標及びその達成の時期
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染者の症状に応じた医療を提供する体制を確保するための方策に関する事項〔重点医療機関の設置、医療機関の連携協力体制の整備、宿泊療養施設の確保等〕

4

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る検査及び医療に従事する者並びに当該 検査及び医療に必要な物資を円滑に確保するための方策に関する事項
- ⑦ 新型コロナウイルスの感染経路及び感染状況を把握するための方策に関する事項「保健所における体制の強化・ICTの活用等〕
- ⑧ その他新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制 等の確保に関し必要な事項
- (3) 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、必要に応じて、学識経験を有する者及び都道府県の意見を聴くものとすること。
- (4) 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとすること。
- (5) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の 提供体制等の確保に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針 の見直しを行い、必要な変更を加えるものとすること。

4 都道府県計画

- (1) 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における新型コロナウイルス 感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する計画を定め るものとすること。
- (2) 都道府県は、厚生労働大臣に対して、定期的に、(1)の計画に基づく施策の 実施状況を報告するものとすること。

5 国の援助

国は、4(1)の計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

6 施策の実施状況の分析及び評価並びに国会への報告

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の 提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況について、随時、分析及 び評価を行うものとすること。
- (2) 厚生労働大臣は、定期的に、国会に、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況及びこれについての(1)の評価の結果を報告するものとすること。

7 見直し

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型コロナウイルス感染症に関する特例の期限(令和3年1月31日)が到来する場合において、新型コロナウイルス感染症をめぐる内外の情勢の変化を勘案し、この法律の施行

5

の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて この法律の廃止を含めて見直しを行うものとすること。

※ 以上のほか、災害派遣を実施する自衛隊における新型コロナウイルス感染 症に係る検査の実施体制及び医療の提供体制の確保に関する規定を設けるか。

【備考】

- この法律は、厚生労働省の行政通知による取組に法律上の根拠を付与し、併せて政府からの国会報告を措置することにより、政府及び各地域の対策の着実な実施を確保するもの。
- 新型インフルエンザ等特別措置法の政府行動計画・都道府県行動計画、感染症法の基本指針・予防計画は、平時において策定され、対象を新型コロナウイルス感染症に限っておらず、また、検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項は、これらの計画等において定めるべき事項としては法律上明記されていない。

新型インフルエンザ等特別措置法に基づき基本的対処方針に定めるべきとされている事項ついても同様であり、また、同方針においては新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制や医療の提供体制の確保等に関して一定の事項が定められているが、当面の対処の方針を示すものである。

この法律は、

- ・ 検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項を、基本方針に 定めるべき事項として法律上明確にしている。
- ・ 新型コロナウイルスの感染が発生している最中に、今後生じ得る感染者の 再度の急増に対応するために定めるものである。
- 基本方針の策定後であっても、地方自治法の規定(第263条の3第2項)により、全国知事会は、内閣に対し意見を申し出ることができる。

河井克行衆議院議員及び河井案里参議院議員に係る公職選挙法違反事件の着手について

東京地検及び広島地検は、標記事件について捜査中であるところ、令和2年6月 18日、東京地検は、下記被疑者2名を逮捕した。

第1 被疑者

1 氏 名 河井 克行 (昭和38年3月11日牛, 57歳)

職業衆議院議員

2 氏 名 河井 案里 (昭和48年9月23日生, 46歳)

職業参議院議員

第2 被疑事実の要旨

被疑者河井案里は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙に際し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出たもの、被疑者河井克行は、被疑者河井案里の配偶者で、同選挙における被疑者河井案里の選挙運動者であるが1 被疑者河井案里及び被疑者河井克行は、共謀の上、被疑者河井案里に当選を得しめる目的をもって、平成31年3月下旬頃から令和元年6月中旬頃までの間、Aほか4名に対し、被疑者河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、5回にわたり、合計170万円を供与した。

2 被疑者河井克行は、被疑者河井案里に当選を得しめる目的をもって、平成3 1年3月下旬頃から令和元年8月上旬頃までの間、Bほか90名に対し、被疑者河 井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は投票取り まとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、116回にわたり、合計約24 00万円を供与した。

公職選挙法221条1項1号

ここでいう政党の得票総数とは、各政党の総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに **通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における得票総数とされているが (第二項)、具体** 的には、絵選挙については前回の絵選挙、通常選挙については前回及び前々回の通常選挙における得票総数をいう ものである(助成法八③)。

(この法律の運用等)

第四条 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使

後について制限してはならない。 2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留

意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、 頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならない。

(平大法一三・一部改正)

(参照条文) 憲法二一①、規正法一·二

【樹 加】

本条は、この法律の運用に係る基本的な考え方等について、規定している。

議会制民主政治において、憲法の保障する結社の自由、言論の自由の上に、政党は、その政治活動を通じて、国 民と政治とを結ぶ媒体として重要な機能を担っているものであり、この法の運用に当たっては、政党交付金の交付

に伴って政党の政治活動の自由がいささかでも阻害されることがないよう、これが最大限尊重されることが重要で ある。政党交付金の使用と政治活動とは密接な関係があることから、助成法は、国は、政党交付金の交付に当たっ ては、条件を付し、又はその使途について制限してはならないものとしている(第一項)。これについては、 第八

次選挙制度審議会において、「政党に対する公的助成の使途は、制限しないものとする」との答申がなされている (平成二年七月三一日「参議院議員の選挙制度の改革及び政党に対する公的助成等についての答申」)。 こかしながら、一方で、政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることか

- ら、同答申にあるように、「政党は、その自覚と責任のもとにこれを適切な支出に充当し、いやしくも公的助成の 趣旨にもとるとの批判を招くことのないようにすべき」ものであり、その旨が明文で規定されているものである
- (郷川殿)。 三 また、平成六年三月の助成法改正により、政党は、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かっ **公正なものとする旨についても、明文で規定されている(第二項)。この規定は、平成六年二月二四日、政治改革** 協議会の協議の結果、「各政党に対する政党交付金は、当該政党の前年収入額の三分の二を上限とし、前年収入額 の算定に当たっては、政党交付金、借入金、重複計上分及び繰越金を除外する。上限の算定は、当該政党の政治資 金規正法による収支報告に基づいて行われるので、その真実性、正当性を担保するため、政党は民主的かつ公正な 組織、運営を行い、政党交付金を適切に使用しなければならない旨の規定を政党助成法に明記する」こととされた ことを踏まえて、設けられたものである。なお、第一編において前述したように、政党交付金の上限を定める規定
- については既に廃止されている。 四 政党の組織の状況については第二章で解説する政党の届出により明らかにされ、政党交付金の使途の適否につい ては第四章で解説する政党交付金の使途の報告を公表することにより、国民の監視と批判にまつこととされている。